

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	アツギ株式会社
【英訳名】	ATSUGI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日光 信二
【本店の所在の場所】	神奈川県海老名市大谷北一丁目3番2号
【電話番号】	046(235)8107
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理統括 古川 雅啓
【最寄りの連絡場所】	神奈川県海老名市大谷北一丁目3番2号
【電話番号】	046(235)8107
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理統括 古川 雅啓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社第96回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,770,527,181円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,770,527,181円

剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>新設</p> <p>第17条～第20条 条文省略</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>削除</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第20条 現行通り</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>削除</p>

第22条～第43条 条文省略  新設	第22条～第43条 現行通り  (附則) <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--------------------------	---

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、日光信二、牧野智哉、古川雅啓、高梨利雄、播磨奈央子を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	113,388個	6,076個	0個	94.53%	可決
第2号議案	117,937個	1,524個	0個	98.32%	可決
第3号議案					
日光 信二	110,093個	9,371個	0個	91.79%	可決
牧野 智哉	109,067個	10,397個	0個	90.93%	可決
古川 雅啓	108,999個	10,465個	0個	90.87%	可決
高梨 利雄	108,181個	11,283個	0個	90.19%	可決
播磨 奈央子	100,441個	19,023個	0個	83.74%	可決

(注) 1. 決議事項が可決されるための要件は次の通りです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成比率は出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

3. 比率算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権の数に算入しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は賛成、反対および棄権の数に加算していません。